

「こどもの権利」って何だろう？



入場無料
事前申込不要

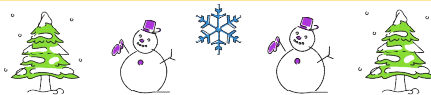
「こどもの権利」とはどのようなものでしょうか？
(仮称) 長久手市子ども条例の制定に向けて一緒に勉強しよう！



日時

令和6年

12月1日(日) 10:00~12:00 (9時半開場)



場所

長久手市文化の家 光のホール

所在地/愛知県長久手市野田農 201 番地/電話: 0561-61-3411

※収容人数(80人)超過の際は、展示室にて同時配信映像を視聴していただけます。



内容

基調講演

テーマ 「こども条例とは」

講師 愛知教育大学 特別教授 大村 恵 氏

おおむらめくみ

プロフィール: こどもの権利に関わって、豊田市では子ども条例検討部会長として子ども委員のみなさんと条例をつくり、擁護委員としてこどもの相談に対応しました。多治見市ではこども施策の検証や調査をしました。大学では社会教育学を担当し、こどもや青年の地域での学習や社会参加について研究しています。



愛知教育大学
おおむらめくみ
大村 恵氏

対談・質疑

「こどもの権利」をテーマに、大村恵氏と長久手市長の対談を開催。その後、「こども会議委員」を交えて、それぞれの思いを語ります。



長久手市長
さとうゆみ
佐藤 有美



問合せ/長久手市子ども部子ども政策課 (☎0561-56-2555)